

平成30年度決算に係る資金不足比率について

1 概要

資金不足比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方公共団体が経営する公営企業ごとに算定する指標であり、この数値が経営健全化基準を超える場合には、経営健全化計画を定める必要があります。

2 結果

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	経営健全化基準 (%)
病院事業会計	—	20.0

※資金不足がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。

3 算定方法等

資金不足比率 = (1) 資金の不足額 / (2) 事業の規模

(1) 資金の不足額

(流動負債－建設改良費等の財源に充てるための企業債) + (建設改良費等以外の経費の財源に充てるための地方債の現在高) - (流動資産－控除財源) - 解消可能資金不足額

(2) 事業の規模

営業収益の額 - 受託工事収益の額